

平成25年第1回大山町教育委員会

招集年月日 平成25年1月23日(水) 午前9時30分
招集場所 名和公民館 2階 第1会議室
出席委員

1番	小原康正	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	湊谷紀子	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案 第1号 指定学校変更について

日程第4 議案 第2号 区域外就学について

日程第5 議案 第3号 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の制定について

日程第6 議案 第4号 大山町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成25年 2月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
12月19日	水	指定管理者選定委員会、子ども読書活動推進委員会
20日	木	校長ヒアリング、全員協議会(名和地区保育所再編)
21日	金	大山町議会12月定例会本会議(質疑、討論、採決、閉会)
22日	土	中山国際交流協会クリスマスパーティー、「押平なごみの里」開設式
26日	水	民生委員推薦委員会
28日	金	西部地区教育長会、大掃除、仕事納め式
1月3日	木	平成25年大山町成人式(保健福祉センターなわ)
4日	金	仕事始め式、管理職会議
6日	日	大山町消防出初式、門脇家葬儀
8日	火	六長合同会議
9日	水	諸遊議員さん来庁、民生委員推薦委員会
10日	木	教育委員会研修会
11日	金	西部地区人権・同和教育振興会議懇談会、西部市町村教育長連絡協議会(西部総合事務所)
13日	日	初区長会(保健福祉センターなわ)
15日	火	まちづくり大山地区会議
16日	水	西伯郡小中学校校長ヒアリング(南部町役場天萬庁舎)、大山町議会臨時会
19日	土	西伯郡中学校教育を語る会
20日	日	モジュール学習先進地視察(岐阜県多治見市:~21日)
22日	火	教職員組合との話し合い
23日	水	定例教育委員会、西部町村教育委員会連絡協議会合同研修会(弓ヶ浜荘)

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
1月24日	木	大山カレッジ(大山農村環境改善センター)
28日	月	小地域懇談会事後研修会(保健福祉センターなわ)
29日	火	嘉手納町訪問団歓迎式(名和公民館)
30日	水	嘉手納町訪問団歓迎会(弓ヶ浜荘)

【平成25年2月の予定】

2月1日(金) 嘉手納町訪問団お別れ式(名和公民館)

2月3日(日) 生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会(保健福祉センターなわ)

議案第 1 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成 25 年 1 月 23 日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 25 年 1 月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 指定学校変更の申立て 4 件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第 2 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第 9 条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成 25 年 1 月 23 日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成 25 年 1 月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 6 件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 3 号

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の制定について

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則を次のように定める。

平成25年 1月23日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成25年 1月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 別紙のとおり

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大山町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成24年大山町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による許可の申請は、現状変更行為許可申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 仕様書及び設計図
- (4) 現況写真
- (5) その他教育委員会が必要と認める資料

(現状変更行為の許可の決定等)

第3条 大山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の規定により許可の申請があったときは、条例第7条に規定する許可基準に基づいて許可の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、条例第6条第1項の規定による許可の決定をしたときは、現状変更行為許可通知書（様式第2号）により、許可をしなかったときはその旨を記載した文章により申請者に通知するものとする。

(現状変更行為の完了等の届出)

第4条 条例第6条第1項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了・中止届出書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(国の機関等による協議又は通知の手続き)

第5条 条例第8条の規定による協議又は条例第9条の規定による通知をしようとする国の機関等は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の協議書又は通知書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(技術的援助)

第6条 教育委員会は、申請者の保存地区における建造物の修理等の相談に応じ、指導及び助言を行うことができる。

(補助金)

第7条 条例第11条の規定による補助金は、別に定める大山町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱に基づき、行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

年 月 日

大山町教育委員会 様

住 所
氏 名 印
電話番号 () —

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項に基づき、現状変更行為の許可を受けたいので、大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

現 状 変 更 場 所	西伯郡大山町			
着手及び終了の時期	(着手) 許可日から		(完了予定日) 年 月 日	
設 計 者	住 所			
	事務所名	電話番号	() —	
	氏 名	資 格	級建築士 登録第 号	
現状変更行為の理由				
現状変更行為の内容	種類	<input type="checkbox"/> 特定建築物 <input type="checkbox"/> 特定工作物 <input type="checkbox"/> 特定環境物件 <input type="checkbox"/> その他の建築物 <input type="checkbox"/> その他の工作物 <input type="checkbox"/> その他の環境物件		
	内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 <input type="checkbox"/> 宅地の造成その他の土地の形質変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石類採取 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされる文化財への影響に関する事項	構造		色彩	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	屋根		形態	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	高さ		用途	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
外壁		材質		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
面積		その他影響の説明		
<input type="checkbox"/>				
工 事 施 工 者	住 所			
	会社名	電話	() —	
	氏 名			
添付書類	(1)位置図 (2)配置図 (3)仕様書及び設計図 (4)変更を申請する部分の現況写真 (5)その他教育委員会が必要と認める資料			

許 可 番 号
年 月 日

様

大山町教育委員会教育長 印

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為（許可・不許可）通知書

年 月 日付で申請のあった保存地区内における現状変更行為について、大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第7条及び同条例施行規則第3条の規定により

許 可 を

したので通知します。

不許可と

行為の場所	
行為の内容	
許可の条件	
不許可の理由	

現状変更行為許可標識

1 現状変更行為の内容

2 現状変更行為の期間

3 許 可 年 月 日

4 許 可 番 号

5 許可を受けた者の住所、氏名

6 工事施工者名

年 月 日

大山町教育委員会 印

年 月 日

大山町教育委員会 様

住 所
氏 名 印

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為（完了・中止）届出書

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例第7条の規定に基づき、許可を受けた行為を（完了・中止）したので、大山町伝統的建造物群保存地区条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	
行為の内容	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
完了・中止の別	
完了又は中止の年月日	年 月 日
行為を中止したときはその理由	

年 月 日

大山町教育委員会 様

住 所
氏 名 印
電話番号 () —

伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の（協議書・通知書）

大山町伝統的建造物群保存地区保存条例（第8条の協議・第9条の通知）をしますので、大山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

現状変更場所	西伯郡大山町			
着手及び終了の時期	(着手日) 年 月 日		(完了予定日) 年 月 日	
設 計 者	住 所			
	事務所名	電話番号	() —	
	氏 名	資 格	級建築士 登録第 号	
現状変更行為の理由				
現状変更行為の内容	種類	<input type="checkbox"/> 特定建築物 <input type="checkbox"/> 特定工作物 <input type="checkbox"/> 特定環境物件 <input type="checkbox"/> その他の建築物 <input type="checkbox"/> その他の工作物 <input type="checkbox"/> その他の環境物件		
	内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 <input type="checkbox"/> 宅地の造成その他の土地の形質変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石類採取 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼされる文化財への影響に関する事項	構造		色彩	
	屋根		形態	
	高さ		用途	
	外壁		材質	
	面積		その他影響の説明	
工 事 施 工 者	住 所			
	会社名	電話	() —	
	氏 名			
添付書類	(1)位置図 (2)配置図 (3)仕様書及び設計図 (4)変更を協議する部分の現況写真 (5)その他参考となる資料			

議案第 4 号

大山町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

大山町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 1月23日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成25年 1月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 別紙のとおり

大山町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

大山町文化財保護条例施行規則(平成17年教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中目次及び章名の表示に下線が引かれた目次及び章名(以下「移動目次等」という。)に対応する同表改正後の欄中目次及び章名の表示に下線が引かれた目次及び章名(以下「移動後目次等」という。)が存在する場合には、当該移動目次等を当該移動後目次等に改め、移動目次等に対応する移動後目次等が存在しない場合は、当該移動目次等を削る。

次の表の改正前の欄中見出し、条、項、号の表示に下線が引かれた見出し、条、項、号(目次及び章名の表示を除く。以下「移動条項等」という。)に対応する同表改正後の欄中見出し、条、項、号の表示に下線が引かれた見出し、条、項、号(目次及び章名の表示を除く。以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等に改め、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(目次及び章名並びに見出し、条、項、号の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(目次及び章名並びに見出し、条、項、号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式に改め、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 雑則(第28条)</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第6章 町伝統的建造物群保存地区(第28条—第34条)</u></p> <p><u>第7章 雑則(第35条)</u></p> <p><u>第6章 町伝統的建造物群保存地区</u> <u>(現状変更等の許可の申請)</u></p> <p><u>第28条 条例第44条の規定による現状変更等の許可の申請は様式第24号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない</u></p>

い。申請した内容を変更しようとするときも同様とする。

(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図

(2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

(3) 現状変更等に係る地域の写真

(4) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

(5) 許可申請書が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書

(許可の決定)

第29条 教育委員会は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その内容を審査し、申請を受理した日から30日以内に許可の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による審査の結果許可することを適当と認めたときは、様式第25号の現状変更等許可書により、許可することを不適当と認めたときは、その旨を記載した文書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(着手及び完了の報告)

第30条 条例第44条第1項の規定による許可を受けたものは、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを完了し、又は中止したときは、様式第26号による報告書により速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(応急措置の範囲)

第31条 条例第44条第3項の規定で定める応急措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 伝統的建造物及び建築物等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく伝統的建造物及び建築物等をその選定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。

(2) 伝統的建造物及び建築物等がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(3) 伝統的建造物及び建築物等がき損し、又は衰

亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関等の協議の手続き)

第32条 条例第46条の規定による協議は、様式第27号による協議申請書を教育委員会に提出して行うものとする。

(その他の特例の通知の手続)

第33条 条例第47条の規定による教育委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国、鳥取県若しくは大山町又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行に関する行為
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良、その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (8) 交通監視塔等道路交通の安全のための必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為
- (10) 地方公共団体又は農業等を営む者が組

織する団体が行う農業構造の改善に関
し必要な事業の施行に係る行為

- (11) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、法第 56 条の 10 第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第 57 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は法第 69 条第 1 項の規定により指定され、若しくは法第 70 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝、天然記念物の保存に係る行為及び鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 条）並びに条例により指定された文化財の保存に係る行為
- (12) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (13) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 日本電信電話株式会社が行う国内電気通信事業、国際電信電話株式会社が行う国際電気通信事業又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 6 条第 2 項に規定する第一種電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (16) 有線放送電話に関する法律（昭和 32 年法律第 152 号）による有線放送電話事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (17) 有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為
- (18) 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物及び設置を除

<p style="text-align: center;">第6章 雑則</p> <p>(指定保護台帳)</p> <p><u>第28条</u> 教育委員会は文化財指定保護台帳 (様式24号)を備え、必要な事項を記入し ておかなければならない。</p> <p>様式第24号 (第28条関係)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 改正後</p>	<p style="text-align: center;">く。)又は管理に係る行為</p> <p><u>(20) 水道法 (昭和32年法律第177号)により水道 事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業 用水道事業法 (昭和33年法律第84号)による 工業用水道事業の用に供する施設又は下水道 法 (昭和33年法律第79号)による下水道の排 水管若しくはこれを補完するため設けられる ポンプ施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p><u>(21) 法第27条第1項の規定により指定された重要 文化財、法第56条の10第1項の規定により 指定された重要有形民俗文化財、法第57条第 1項に規定する埋蔵文化財又は法第69条第1 項の規定により指定され、若しくは法第70条 第1項の規定により仮指定された史跡名勝、 天然記念物の保存に係る行為</u></p> <p><u>2 条例第47条の規定による通知は、様式第28 号による通知書を教育委員会に提出して行う ものとする。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p><u>第34条 第14条の規定は、町伝統的建造物群保存地区 について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>(指定保護台帳)</p> <p><u>第35条</u> 教育委員会は文化財指定保護台帳 (様式29 号)を備え、必要な事項を記入しておかなければ ならない。</p> <p>様式第24号 (第28条関係)</p> <p>様式第25号 (第29条関係)</p> <p>様式第26号 (第30条関係)</p> <p>様式第27号 (第32条関係)</p> <p>様式第28号 (第33条関係)</p> <p>様式第29号 (第35条関係)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 改正前</p>
--	---

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

様式第24号(第28条関係)

(1) 大山町指定保護有形文化財指定台帳

種	類	
名	称	
員	数	
指 定 書 の 記 号 番 号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 の 場 所		
所有者の氏名又は名称及び住所		
占有者の氏名又は名称及び住所		
管理責任者の氏名又は名称及び住所		
指 定 理 由		
品質及び形状並びに構造及び形式		
寸法又は重量面積高さその他大きさを示す事項		
製 作 (建 築) 年 代 又 は 時 代		
製 作 者		
画賛・奥書・銘文・棟札・墨書		
伝来その他参考となる事項		
創建沿革その他参考となる事項		
保存の要件・保存施設に関する事項		
復旧・現状変更等に関する事項		
その他参考となる事項		
備	考	

(2) 大山町指定保護無形文化財指定台帳

種 類		
名 称		
指定書の記号番号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地		
保 持 者 (保持団体)	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日 代 表 者 名	
	住 所 事 務 所 所 在 地	
	認 定 年 月 日 認 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 理 由		
概 要		
由 来 沿 革 保 存 の 措 置 その他参考となる 事 項		
保存記録に関する 事 項		
備 考		

(3) 大山町指定保護無形文化財保持者(保持団体)認定台帳

種	類		
名	称		
指定書の記号番号			
指定年月日及び告示番号			
所在地			
事 項			
認定書の記号番号			
認定年月日及び告示番号			
氏名(団体名称)			
芸名又は雅号 代表者名			
生 年 月 日 発 足 年 月 日			
住 所 事務所所在地	認 定 時		
	変 更 後 (変更年月日)		
所属する機関又は団体の名称及び所在地			
経 歴			
解 除	年月日及び告示番号		
	理 由		
備 考			

(4) 大山町指定保護有形民俗文化財指定台帳

種 類			
名 称			
員 数			
指定書の記号番号			
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号			
所 在 の 場 所	地 番	地 目	地 積
所有者の氏名又は 名 称 及 び 住 所			
管理責任者の氏名 又は名称及び住所			
指 定 理 由			
品 質 形 状 そ の 他 大 き さ を 示 す 事 項			
製 作 技 法			
製作年代又は時代			
用 い 方 ・ 用 途			
生活文化に及ぼした 影 響 又 は 特 色			
分 布 ・ 由 来			
その他参考となる 事 項			
備 考			

(5) 大山町指定保護無形民俗文化財指定台帳

種 類		
名 称		
指定書の記号番号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地		
保 持 者 (保 持 団 体)	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日 代 表 者 名	
	住 所 事 務 所 所 在 地	
	認 定 年 月 日 認 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 理 由		
概 要		
由 来 沿 革 保 存 の 措 置 その他参考となる 事 項		
保存記録に関する 事 項		
備 考		

(6) 大山町指定保護史跡名勝天然記念物指定台帳

種	類	
名	称	
指定書の記号番号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地	地 番	
	地 目	
	地 積	
所有者の氏名又は 名 称 及 び 住 所		
管理責任者の氏名 又は名称及び住所		
指 定 理 由		
概 要		
保存の要件・保存施設に関する事項		
復旧・現状変更等に関する事項		
その他参考となる事項		
備 考		

様式第29号(第35条関係)

(1) 大山町指定保護有形文化財指定台帳

種	類	
名	称	
員	数	
指 定 書 の 記 号 番 号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 の 場 所		
所有者の氏名又は名称及び住所		
占有者の氏名又は名称及び住所		
管理責任者の氏名又は名称及び住所		
指 定 理 由		
品質及び形状並びに構造及び形式		
寸法又は重量面積高さその他大きさを示す事項		
製 作 (建 築) 年 代 又 は 時 代		
製 作 者		
画賛・奥書・銘文・棟札・墨書		
伝来その他参考となる事項		
創建沿革その他参考となる事項		
保存の要件・保存施設に関する事項		
復旧・現状変更等に関する事項		
その他参考となる事項		
備	考	

(2) 大山町指定保護無形文化財指定台帳

種 類		
名 称		
指定書の記号番号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地		
保 持 者 (保持団体)	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日 代 表 者 名	
	住 所 事 務 所 所 在 地	
	認 定 年 月 日 認 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 理 由		
概 要		
由 来 沿 革 保 存 の 措 置 その他参考となる 事 項		
保存記録に関する 事 項		
備 考		

(3) 大山町指定保護無形文化財保持者(保持団体)認定台帳

種	類		
名	称		
指定書の記号番号			
指定年月日及び告示番号			
所在地			
事 項			
認定書の記号番号			
認定年月日及び告示番号			
氏名(団体名称)			
芸名又は雅号 代表者名			
生 年 月 日 発 足 年 月 日			
住 所 事務所所在地	認 定 時		
	変 更 後 (変更年月日)		
所属する機関又は団体の名称及び所在地			
経 歴			
解 除	年月日及び告示番号		
	理 由		
備 考			

(4) 大山町指定保護有形民俗文化財指定台帳

種 類			
名 称			
員 数			
指定書の記号番号			
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号			
所 在 の 場 所	地 番	地 目	地 積
所有者の氏名又は 名称及び住所			
管理責任者の氏名 又は名称及び住所			
指 定 理 由			
品 質 形 状 その他大きさを 示す事項			
製 作 技 法			
製作年代又は時代			
用 い 方 ・ 用 途			
生活文化に及ぼした 影響又は特色			
分 布 ・ 由 来			
その他参考となる 事 項			
備 考			

(5) 大山町指定保護無形民俗文化財指定台帳

種 類		
名 称		
指定書の記号番号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地		
保 持 者 (保 持 団 体)	氏 名 (名 称)	
	生 年 月 日 代 表 者 名	
	住 所 事 務 所 所 在 地	
	認 定 年 月 日 認 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 理 由		
概 要		
由 来 沿 革 保 存 の 措 置 その他参考となる 事 項		
保存記録に関する 事 項		
備 考		

(6) 大山町指定保護史跡名勝天然記念物指定台帳

種 類		
名 称		
指定書の記号番号		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地	地 番	
	地 目	
	地 積	
所有者の氏名又は 名 称 及 び 住 所		
管理責任者の氏名 又は名称及び住所		
指 定 理 由		
概 要		
保存の要件・保存施設 に関する事項 復旧・現状変更等に 関 する 事 項 その他参考となる 事 項		
備 考		

(7) 大山町選定伝統的建造物群保存地区選定台帳

保存地区の名称		
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号		
所 在 地	地 番	
	地 目	
	地 積	
保存地区の建造物 等の所有者の氏名 又は名称及び住所		
指 定 理 由		
概 要		
復旧・修理・現状変 更等に関する事項 その他参考となる 事 項		
備 考		